

商品購入証会員規約

第1条 (総則)

- コーナン商事株式会社(以下「当社」という。)、商品購入証(以下、「購入証」という。)の発行をします。
- 会員は、購入証に記載されている当社が指定する店舗(以下、「コーナン店舗」という。)のみ購入証を利用し、当社が提供する商品の購入、サービスを受けることができます。
- 購入証を利用する場合、当社の所定の方法、制限等に従うものとします。
- 購入証は、会員の事業の決済を目的としたコーナン店舗での利用を清算するためのものであり、会員が予め承諾した従業員等のみが利用できるものとします。

第2条 (会員)

- 本規約を承認のうえ、申込まれた官公庁・法人・または非法人たる団体(以下総称して「法人等」という。)、当社が審査のうえ適格と認めた法人等を、購入証の会員(以下「会員」という。)とします。
- 会員は、所定の申込書等において、入会手続き、諸届出、退会手続き、その他の手続きに関し、連絡調整を行う担当者(以下「管理責任者」という。)を選定し、当社に届け出るものとします。
- 購入証の発行を申込み場合は、管理責任者を通じて当社所定の申込書等に所定の項目を記載し、管理責任者の署名を行い、利用を希望するコーナン店舗(以下、「利用店舗」という。))へ提出または、当社が指定した住所へ送付するものとします。
- 会員は、入会手続き、諸届出、退会手続き、その他の手続き等、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。会員は本項に定める管理責任者の手続きについて一切の責任を負うものとします。

第3条 (購入証の貸与と取扱い)

- 購入証は会員に対し、利用店舗で利用することを目的に、購入証を発行し、貸与します。購入証の所有権は当社に属します。会員および管理責任者は、会員に対して貸与された購入証の使用・管理について、善良なる管理者の注意をもって、本規約を遵守する義務を負うものとします。会員は会員以外の他人に対し、購入証の貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、または購入証情報を預託し、もしくは使用させることを一切してはならないものとします。
- 購入証の使用・管理に際して、会員および管理責任者が前項に違反し、その違反に起因して購入証が不正に利用された場合、会員は本規約に基づきその購入証利用代金について全ての支払いの責を負うものとします。

第4条 (購入証の利用可能枠)

- 購入証の利用可能枠は当社が審査し決定した額までとします。
- 同条1項の利用可能枠は、会員の信用状態が悪化した場合等、当社が必要と認めた場合には会員の承認を必要とせず、これを減額できるものとします。また、会員が利用可能枠を増額を希望する場合は、当社指定の方法により申込みいただき、当社が適当と認められた場合に増額するものとします。
- 利用可能枠を超えて購入証を利用した場合も、会員は当然にその支払義務を負うものとします。

第5条 (購入証の利用)

- 会員は利用店舗で商品購入その他のサービスを受けるに際し、利用店舗に購入証を提示して所定の書式に署名することにより、該当取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
- 購入証の利用に際しては、当社の承認を必要とし、この場合、会員は利用金額等により、購入証の利用状況を確認することを予め承諾するものとします。

第6条 (購入証利用代金債務)

- 会員は、会員に対して貸与された全ての購入証の利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの義務を負うものとします。

第7条 (代金決済)

- 会員が当社に支払うべき購入証利用による代金および手数料等、本規約に基づく一切の債務(以下「支払金等」という。)は当社指定の現金口座へ振込む方法または、利用店舗での店頭支払いによるものとします。小切手、手形の利用はできません。
- 購入証利用による支払金等は、原則として毎月月末に締切り、翌月の末日または、当社が承認した日(以下、「約定支払日」という。)にお支払いいただきます。ただし、金融機関等が休業日の場合は前営業日とします。

- 当社は、会員の利用による支払額の通知について、商品引渡し時に納品書・見積書とともにお渡りする請求書にて通知するものとします。
- 会員は、請求書を受領後10日以内に利用店舗に対して意義の申し立てがない場合には、請求書の内容について承認したものとみなします。

第8条 (所有権移転の承諾)

会員は購入証利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、該当商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第9条 (支払金等の充当順序)

会員が当社に対する債務の支払額が、本規約に基づき当社に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。

第10条 (費用の負担)

会員は金融機関等に振込により支払う場合の、金融機関等所定の振込手数料、その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第11条 (退会)

会員が退会をする場合は、所定の用紙を利用店舗に届け出るものとします。この場合、該当する購入証を会員の責任において利用店舗へ返却するものとする。なお、会員は購入証利用により生じた購入証利用代金等について退会後においても全て支払いの義務を負うものとします。

第12条 (会員資格の喪失および購入証の一時利用停止等)

- 当社およびコーナン店舗(以下「コーナン」という。)は、次のいずれかに該当した場合、特に会員に通知することなく、会員資格を取り消し、利用可能枠内であっても購入証を一時利用停止、または利用可能額を変更する等の措置をとることができるものとします。
 - 入会時または入会後に法人名等について虚偽の申告をした場合。
 - 第7条1項に定めるお支払いがない場合。
 - 第4条1項に定める利用可能枠を超えて購入証を使用した場合。
 - 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類等の提示・提出がなされない場合において当社が会員および管理責任者に対し本人確認書類等の提示・提出を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がない場合。
 - 会員が14条1項および2項の各号のいずれかに該当した場合。
 - 第15条1項の届出後、購入証の再発行を行わずに一定期間経過した場合。
 - 会員の信用状態が著しく悪化したまたは悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
 - 現金化を目的とした商品・サービスの購入の疑い等、会員の購入証の利用状況が適当ではないまたは不審であると当社が判断した場合。
 - 第13条1項各号のいずれかに該当し、もしくは第13条2項の各号のいずれかに該当し、または第13条1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動不当な要求をし、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合。
 - 第18条に違反されたことにより、当社から会員への連絡が不可能と判断した場合。
 - その他会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断した場合。
- 同条1項の各号に該当した場合、コーナンは、購入証の回収を行うことができるものとします。コーナンから購入証回収の要請があった場合は、会員は異議なくこれに応じるものとします。またコーナンが購入証の返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、購入証を返却するものとします。なおコーナンが該当の購入証の回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。
- 会員は、会員の都合で退会する場合、利用店舗に届出を行った後、貸与された購入証を返却するものとします。この場合、当社に対する債務の全額を支払ったときに退会したものとします。
- 会員は、会員資格喪失後においても、支払うべき債務がある場合、本規約の効力が維持されこれに基づいて当該債務を支払うものとします。
- カード有効期限内に会員が退会した場合、または会員資格が取り消された場合、会員はその時点で当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

第13条 (反社会的勢力の排除)

- 会員(本条においては、会員の役員等・管理責任者および会員を実質的に支配し、もしくは会員の経営に影響力を行使できるものを含む。)は、現在次の各号いずれにも該当しないものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - 前各号の共生
 - その他前各号に準ずる者

⑤ その他本規約に違反し、それが重大なものである場合。

第15条 (購入証の紛失盗難等の場合の責任区分)

- 会員は、購入証を紛失し、盗難等にあつた場合(以下「盗難等」という。)は、すみやかにその旨を当社または利用店舗へ連絡し、当社所定の書面を提出しなければならないものとします。会員または購入証拾得者等により紛失、盗難、拾得の届出を受けた場合、当社または利用店舗にて会員の同意なく購入証利用を停止する場合があります。
- 会員の故意、過失に依らず、購入証の紛失、盗難等により、購入証または購入証情報が第三者に不正に使用された場合の損害は会員が負担するものとする。

第16条 (購入証の再発行)

購入証を紛失、盗難、毀損・滅失・有効期限の失効した場合には、当社または、利用店舗にて所定の届出を行い、当社が適当と認めた場合に限り購入証を再発行します。この場合、購入証の再発行手数料は無料とします。

第17条 (購入証の有効期限)

- 購入証の有効期限は、当社が指定するものとし、最後のご利用日から翌年の2月末日とし、以降自動更新となります。なお、有効期限後1年間ご利用がない場合は失効します。
- 有効期限における商品購入証利用による支払いは、有効期限経過後といたども本規約を適用するものとします。

第18条 (届出事項の変更)

- 会員は当社に届け出た名称、代表者、住所、口座等届出た会員の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の届出用紙により届出するものとします。
- 同条1項の届出がされていない場合でも、当社が適正かつ適法な方法により取得した情報により届出事項に変更があると合理的に判断したときは、変更の届出があったものとして取り扱うことがあります。この場合、会員は当社の取扱いに異議のないものとします。
- 同条1項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、同条1項の届出を行わなかったことにつき止むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第19条 (会員情報の収集、利用、提供等の同意)

会員は当社との購入証による取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、当社が保護措置を講じた上で会員情報(申込時または変更届出に会員および管理責任者が提供する会員の属性等を含む。)の収集・保有・利用することに同意します。また、会員情報に含まれる個人情報(個人情報保護法2条1項に定められたものをいう。以下「個人情報」という。)について、個人情報保護法の規定及び当社プライバシーポリシーに則って取り扱うものとします。なお、与信後の管理には購入証の利用確認等の案内を含むものとします。

第20条 (合意管轄裁判所)

会員は、当社と会員との間で法律上の紛争が生じた場合には、原告本店の住所地を管轄する地方裁判所もしくは簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第21条 (規約の改定)

- 当社は、本規約を改定する場合には会員にその内容を当社 Web サイトでの公表による方法または、その他当社が適当と判断する公表による方法のいずれかの方法で公表いたします。なお、本規約が改定されるその改定内容が会員に公表された後に会員が購入証を利用した場合、当社は会員が内容を承認したものとみなします。
- 同条1項に基づく規約の改定に異議がある会員は、当社に対して退会の申出を行うことができ、当社は、この申出を承諾します。

第22条 (準拠法)

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法によるものとします。

(お問い合わせ窓口)

本規約についてのお問い合わせは、コーナン商事株式会社法人営業部にご連絡下さい。
コーナン商事株式会社 法人営業部
〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番17号
(ホームセンターコーナン新大阪センターインシティ店3階)
電話番号: 0120-992-552

いことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないこと及び反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力に協力しないことを確約するものとします。

- 暴力団
 - 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - 前各号の共生
 - その他前各号に準ずる者
- 会員は自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または詐術、暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
 - 会員が同条2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。
 - 当社は、会員が同条1項および2項の各号の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員による購入証の申込みを謝絶、または本規約に基づく購入証の利用を一時的に停止することができるものとします。購入証の利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、購入証の利用を行うことができないものとします。
 - 会員が同条1項および2項の各号のいずれかに該当した場合、同条1項および2項の各号の規定に基づく確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合、または同条3項の調査に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであるときは、当社との契約を継続することが不適切であると当社が認めるときは、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当社の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - 同条5項の規定適用により、当社に損失、損害または費用(以下「損害等」という。)が生じた場合には、会員はこれを賠償する責任を負うものとします。また、同条5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求しないものとします。
 - 同条5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済するまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

第14条 (期限の利益の喪失)

- 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - 購入証利用にかかわる債務の支払いを1回でも延滞した場合。
 - 購入証を第三者に貸与、譲渡、質入れ、または担保提供などをし、もしくは商品の質入れ、譲渡、または質貸など、当社の購入証の所有権または商品の所有権を侵害する行為をした場合。
 - 購入証の情報を第三者に不正に提供し、または使用させた場合。
 - 会員が自ら届出、または引き受けた手形、小切手が不渡りになる等、支払い停止状態となった場合。
 - 会員が差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは租税公課の延滞処分を受けた場合。
 - 会員に債務整理のための和解、調停等の申立てがあった場合、または、債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社または利用店舗に到達した場合。
 - 本規約に基づく取引以外の当社と他の契約に基づく期限の利益を喪失した場合。
- 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当社からの請求により期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - 入会の申込みの際に虚偽の申告があった場合。
 - 会員が、破産、民事再生、会社更生、または特別清算の申立てをした場合、もしくは解散または営業の廃止を行った場合。
 - 会員の信用が著しく悪化した場合。
 - 第13条の規定により会員資格を取り消された場合。